

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西栗倉村は、岡山県の最東北端に位置し、総面積 57.97 平方キロメートルのうち約 93%を森林が占める中山間地域である。人口は 2024 年度末には 1,267 人で、長期的な人口減少と少子高齢化が進み、2050 年には 1,040 人となるものと推計されており、生産年齢人口の減少による人手不足が地域産業共通の課題となっている。

本村の産業は、豊富な森林資源を背景とした林業・木材加工業をはじめ、農業、製造業、建設業、商業、観光・宿泊業、サービス業等で構成されている。平成 20 年度から「百年の森林事業」に取り組み、森林資源の高付加価値化や地域資源を活用した新規事業・起業の創出を進めてきた。近年は、村外からの事業者の進出や新たなサービスの展開もみられ、多様な中小企業者が地域の雇用と暮らしを支えている。

一方、村内事業者の多くは小規模であり、経営者や従業員の高齢化、担い手・後継者不足、設備の老朽化、原材料・エネルギー価格の高騰等に直面している。限られた人員で事業を継続・発展させるためには、省力化・自動化、デジタル技術の活用、省エネルギー化等につながる設備投資を促進し、労働生産性を高めることが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、村内に設備を導入する中小企業者の先端設備等導入計画を認定することにより、設備投資を通じた労働生産性の向上、経営基盤の強化及び雇用の維持・創出を促進し、地域経済の持続的な発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、林業・木材加工業、農業、製造業、建設業、商業、観光・宿泊業、サービス業等と多岐にわたり、それぞれの事業者が生産性向上に必要とする設備も多様である。このため、本計画において対象とする先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全て（ただし、下記 3（2）で定める対象業種・事業に係るものに限る。）とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

村内の事業所は、国道 373 号沿線や各集落を中心として村内各所に立地している。村内全域で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は西栗倉村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

村内の多様な業種の中小企業者による設備投資を幅広く支援するため、本計画の対象業種は全業種とする。また、生産工程の省力化・自動化、デジタル技術の活用、新商品・新サービスの開発、販売・業務管理の効率化、省エネルギー化等、労働生産性の年平均 3%以上の向上に資すると見込まれる事業を幅広く対象とする。

ただし、売電を主たる目的とする太陽光発電事業その他の再生可能エネルギー発電事業であって、村内における雇用の創出や地域経済への波及効果が乏しいものについては、対象から除外する。なお、事業所等における自家消費を主たる目的とする再生可能エネルギー発電設備や、村内産業の生産活動に直接使用する設備については、対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、村全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減のみを目的とした取組を認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 法令に違反する取組、公序良俗に反する取組又は反社会的勢力との関係が認められる取組については認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 村税等を滞納している事業者の先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(4) 先端設備等の導入に当たっては、関係法令に基づく許認可等を適切に取得するとともに、本村の自然環境、生活環境及び景観との調和に配慮する。

（５）認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自己評価を行うとともに、村が実施する進捗状況等の調査に協力する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。